

平成24年度包括外部監査結果報告に基づき講じた措置

第1 天神川流域下水道事業特別会計

監査結果	講じた措置
<p>1 市町からの負担金 （1）負担金額の算定方法の改定について【指摘事項】</p> <p>流量当たり単価の決定方法は、資本費及び維持管理費両方を含めた単価を算定し、総額から維持管理費負担分を控除した金額を、資本費回収分として徴収している。</p> <p>しかし、資本費と維持管理費とはその性質が異なるものであり、まず受益者負担金の総額を決定して、それからその総額をそれぞれ資本費と維持管理費部分に振り分けるような算定方法は採られるべきではない。また、「天神川流域下水道事業の維持管理財政計画」によると、維持管理費に余剰が生じた場合でも、資本費部分に流用することは許されない。結果として、維持管理費部分に余裕を持って単価設定を行った場合、資本費回収の金額が少なくなってしまう。</p> <p>適正な資本費回収予測、維持管理費発生予測に基づき金額を算定し、それらを合計した金額を各市町から徴収する方式を採るべきである。 (34 ページ)</p>	<p>負担金の単価は3年ごとに改定を行っているが、負担元である関係市町と協議の上、平成10年度から平成12年度までの改定以降、1立方メートル当たり116円の単価を据え置いたまま、維持管理費部分を控除した額を、資本費回収部分の単価としていた。</p> <p>平成25年度から平成27年度までの単価改定に当たっては、維持管理費部分と資本費回収部分のそれぞれ必要な経費を予測して算定し、加えて、維持管理費部分の従前からの繰越余剰金の解消も考慮に入れて負担金の単価を設定した。</p> <p>今後の単価改定に当たっても、この考え方に基づき、関係市町と協議していく。</p>
<p>（2）維持管理費の的確な予測について【指摘事項】</p> <p>平成23年度末現在において、維持管理負担金に係る合計6億円超の維持管理費の余剰金が生じている。</p> <p>その原因は、下水道公社に対する委託金額の協定額の根拠となる指定管理者指定申請時の支出計画額と実際の予算額との差によるものと考えられ、その差額は、平成21年度から平成23年度までの過去3年間で約1億3,000万円に上る。</p> <p>維持管理費について、不足が生じないために予め余裕のある予測をすることはある程度理解できるが、ここまでの差額が生じるのには問題があるのではないかと考える。これらの過大な維持管理費の見積り額が、最終的には、利用者の負担の増加をもたらす結果となる。今後は、適正な費用予測をすることにより、協定額と予算額との誤差を減らす努力が必要である。</p>	<p>差額約1億3,000万円の主な要因は、運転管理業務契約等の複数年（平成21～25年度）契約等による委託料の節減（約7,800万円）、平成21年度から汚泥を従前の全量場内焼却から一部場外搬出したことによる燃料費・光熱水費の減（約4,400万円）である。</p> <p>次期指定管理期間である平成26年度からの支出計画額の設定に当たっては、複数年契約の委託料について、支出計画額を平成21年度から平成23年度までの実績額の平均値をベースに積算することとした。また、平成26年度以降汚泥の大部分を場外搬出することとしたため、場内焼却に係る燃料費を大幅に減額して計上した。</p>

監査結果	講じた措置
(34 ページ)	
<p>(3) 余剰金の取扱いについて【指摘事項】</p> <p>平成 21 年度末における維持管理費に係る余剰金約 6.5 億円の金額について、平成 22 年度から 3 年間の単価決定時において、1 億円程度は、不測の事態に備えて、また 2.9 億円程度は、今後の負担金単価の安定化のために留保し、残りの 2.6 億円を、今後の維持管理に係る財源に充当する処置が採られた。</p> <p>維持管理費の余剰金の取扱いについて明確な根拠が必要であり、不測の事態という曖昧な理由も納得のいくものとはいえない。価格調整、あるいは修繕に備え基金として積み立てておくのであれば、一定の基準を設定し、これらの基準に基づき金額を計算するべきである。</p> <p style="text-align: right;">(36 ページ)</p>	<p>維持管理費の余剰金の取扱いについて明確な根拠を備えていなかった。</p> <p>維持管理費の平成 24 年度末余剰金約 6.5 億円については、負担金単価の安定化・平準化の観点から、平成 25 年度から平成 33 年度までの 3 期 9 年間に渡って、本来の用途である維持管理費の財源に充当することとし、段階的に解消を図ることとした。</p> <p>なお、不測の事態に対しては、その都度予算措置をすることで対応することとした。</p>
<p>(4) 資本費回収部分に係る余剰金の整理について【指摘事項】</p> <p>天神川流域下水道事業特別会計において、市町から徴収した負担金のうち資本費回収部分に余剰が生じたことから、これを一般会計に繰り出すこととしている。</p> <p>過去 2 年間の資本費回収部分からの一般会計繰出金の金額は、平成 22 年度は 15,605 千円、平成 23 年度は 37,150 千円であり、これは、市町から受け入れた金額よりも、実際に下水道債を償還したことによる元金及び利息の支払金額が少なかったことを意味する。</p> <p>資本費回収部分の考え方としては、実際の下水道債の元利償還金に比べ市町負担金収入に不足が出た場合には、一般会計から繰入れを行う一方、資本費回収部分に余剰が生じた場合には、一般会計に繰り出すこととしている。つまり、今回資本費回収分として市町から預りすぎた金額は、市町に返還されることなく、一般会計に繰り入れられることとなるのである。</p> <p>資本費回収分については、これまで不足分について一般会計により補てんを行っていた経緯があり、今回一般会計に繰り入れられた金額については、過去に借り入れていた債務の返還という側面もある。</p> <p>しかし、県の会計は単年度決算であり、貸借対照表の作成が行われないため、過去より現在までの一般会計と特別会計との繰入れ・繰出しの経緯及び金額が把握できない状態である。これは、市町の負担と、県の負担が曖昧になった</p>	<p>過去からの一般会計と特別会計の間の繰入額、繰出額を整理した結果、今までで借り入れた元利償還金の未回収額 3,082 百万円（平成 24 年度末）について、今後も引き続き資本費回収部分として、関係市町からの負担金により回収を行っていく。</p>

監査結果	講じた措置
<p>状態であり、下水道事業の受益者負担の原則に反する結果となる。過年度からの一般会計と特別会計との間の繰入れ・繰出しについて、現時点での残高を算定し、適正に整理を行っていくべきである。 (37 ページ)</p>	
<p>(5) 単県事業事務費等の繰出しの必要性について【意見】</p> <p>地方公営企業は、本来自らの経営による受益者からの収入により賄うこととされている（受益者負担の原則）。しかしながら、最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら地方公営企業の経営の健全化を推進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしている。</p> <p>その基本的な考え方は、毎年度の総務副大臣通知である「地方公営企業繰出金について（通知）」により明らかにされている。下水道事業に関しては、広域的な水質保全を図る観点から流域下水道（下水道法第2条第4号イに該当するものに限る。）の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すこととされている。</p> <p>繰出しの基準としては、流域下水道の当該年度の建設改良費から、当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40パーセント（単独事業に係るものにあつては10パーセント）、市町村にあつては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40パーセント（単独事業に係るものにあつては10パーセント）とすることとされている。ただし、平成12年度から平成23年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する金額とされている。</p> <p>この基準の範囲内で、鳥取県においても、補助事業のうち起債の対象とならない経費（起債の単位の100万円未満の端数部分を含む。）、単県事業費及び単県事務費について一般会計から繰出しを行っている。過去3年間では、合計13,867千円が一般会計から特別会計に繰り出されており、これらの金額について、その支出基準が明確でないことに問題がある。</p> <p>また、受益者負担の原則から考えると、これらの支出を県で負担することに関しては疑問が生じる。現在の天神川流域下水道事業に関して</p>	<p>天神川流域下水道は、東郷湖及び天神川流域の水質改善を目的として、県が東郷湖羽合臨海公園と共に整備することとし、下水道法第25条の2第1項の規定に基づき、昭和48年度以降県営事業として運営してきているものであり、建設費については、「土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について（昭和34年3月県議会議決）」に基づき、工事費の額から国の補助金を控除した額の2分の1の額を関係市町が負担し、事務費については平成22年度から関係市町は負担しない（平成22年3月県議会議決）こととしている。</p> <p>一方、建設費の財源は、国庫補助金、起債、関係市町村からの工事費負担金及び一般会計からの繰入金であり、この一般会計からの繰入金は、起債の対象にならない経費（起債の金額の100万円未満の端数や事務費を含む。）に充当することとしている。</p> <p>このため、意見にあつた一般会計からの繰入金13,867千円のうち11,338千円については、その2分の1を上記議決に基づき県が負担し、その同額を関係市町が負担するとともに、残り2,529千円については事務費であることから、県のみが負担している。</p>

監査結果	講じた措置
<p>は、維持管理費部分に多額の繰越金が生じている状況であり、地方公営企業の経営の健全化を推進し、その経営基盤を強化するというこの繰出金の性格から考えると、このような一般会計からの繰出しの必要性に関して疑問がある。天神川流域下水道以外の地域の市町村が自主財源で事業を行っていることとの整合性を考えると、これらの費用について、必要かどうかを再検討すべきである。(38 ページ)</p>	
<p>2 地方公営企業法による企業会計の導入 地方公営企業会計の導入について【意見】</p> <p>上記の問題に対し、国においては、平成 11 年度以降の下水道事業に関して、地方公営企業会計任意導入にあたって、資産評価、システムの導入、資産台帳の作成等に要する経費について、特別交付税措置が講じられている。これらの交付税の措置も踏まえ、必要な財政措置や組織的な問題を整理、検討する必要がある。</p> <p>平成 21 年 12 月 24 日付けの「地方公営企業会計制度等研究会報告書」において、財務導入範囲の拡大等に対する基本的な方針が示された。その中で「ストック情報を含む財務情報の開示拡大を図るためには、地方公営企業の財務規定を適用するメリットが大きいことから、原則として法適用企業以外の事業（地方財政法第 6 条の公益企業のうち法適用企業以外の企業）に財務規定等を適用することが望ましい。」とされたことから、今後は全ての地方公営企業に対し、地方公営企業会計が義務付けられることも考えられる。</p> <p>県では、地方公営企業会計は導入せず、流域下水道事業に関しては特別会計を設け、いわゆる官庁会計により管理を行っている。官庁会計は現金収支会計による単年度決算であり、収支は把握しているが、資産や負債の増減については、会計帳簿において把握が出来ず、公営企業としての財政状態あるいは経営成績が把握しにくく、事業の効率性に関する判断が行いにくい。</p> <p>下水道事業は規模も大きく、県の財政に与える影響も大きいため、厳しい財政状況の下で健全な運営を確保するには、経営状況を正しくとらえ、内部的にはもとより利用者に対しても理解を求めるべきである。</p> <p>そのためには、事業の経営成績や財政状況を明確に把握することが求められ、発生主義に基づく複式簿記の手法によって経理する地方公営</p>	<p>地方公営企業会計を導入するに際しては、資産状況の把握が必要となるため、まず、平成 26 年度に下水道台帳システムの改修及び当該システムへの資産の登録作業を行うなど、業務量やスタッフに係るコスト等も考慮しながら、企業会計の導入のための準備を段階的に進め、下水道事業への地方公営企業法の適用に対応していきたい。</p>

監査結果	講じた措置
<p>企業会計を導入することを検討すべきである。 (40 ページ)</p>	
<p>3 入札・契約制度 (1) 工事・委託業務の事務分担に関する緊急時対応について【意見】</p> <p>天神川流域下水道事業に係る工事・委託に係る業務に関しては、下水道事業が生活インフラに係るものであることから、生活環境部水・大気環境課が担当課となっている。しかし、水・大気環境課において予算計画を行うものの、予算執行管理以降の事業分担については工事種別などにより、担当部署が別れることとなっている。</p> <p>工事・委託業務を実施するにあたっての、各担当部課との連絡体制は整っており、通常時は問題ないようであるが、災害発生時等の緊急時における効率的な対応を行うなどの、より有効性の高い運用を行うために、現体制について更なる確認、検討を行っていただきたい。 (45 ページ)</p>	<p>緊急時における対応については、「天神川流域下水道非常時対策要綱」(実施体制及び情報の連絡)及び「天神川流域下水道非常時対策要領」(非常事態別の対応)を定めていたが、平成 25 年 7 月に、緊急時に迅速に対応できるよう要綱を一つに集約した。</p> <p>近年頻発している局所的豪雨など各種事態を想定して、担当部署間で同要綱に基づく情報伝達訓練を平成 25 年 8 月に実施した。</p> <p>今後も年 1 回定期的に行うなど、緊急時に備え対処していく。</p>
<p>(2) 工事監督管理業務の法令違反について【指摘事項】</p> <p>下水道法施行令第 15 条第 1 項第 2 号に、公共下水道を設置し、又は改築する場合の工事の監督管理等を行う者の資格について、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については 3 年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合について 1 年 6 月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であることが定められている。</p> <p>しかし、天神川流域下水道事業における監督管理等事務従事者は、下水道事務に関する事務経験のない職員が従事し、かつ、3 年以内で他部署に人事異動となり後に監督管理等事務に従事する者がほとんどいないことから、同規定による処理施設又はポンプ施設に関しては実務経験 3 年以上、及び排水処理施設に関しては実務経験 1 年 6 か月以上という要件を満たしていない多くの者が従事している状態となっている。</p> <p>この従事実態は、法令に違反しているものであることから、人事体制の見直しを行うなどして、直ちに改善すべきである。 (46 ページ)</p>	<p>天神川流域下水道事業における処理施設に係る監督管理等について、事業開始から平成 14 年度までは法令が適用されない日本下水道事業団に委託していたが、県が監督管理等を行うこととした平成 15 年度以降(ポンプ施設及び排水施設に係る監督管理等については、事業開始以降)、多くの担当部署で法令を遵守していなかった。</p> <p>担当者及びその上司が、法令の規定を認識していたにもかかわらず、遵守意識が不足していたことが原因である。</p> <p>平成 25 年 4 月の人事体制において、担当部署に有資格者を配置したところであり、今後も人事企画課と連携して有資格者を配置するとともに、有資格者となり得る技術職員数は限られていることから、やむを得ず配置できない場合は外部委託等により有資格者を確保することにより法令を遵守することとした。</p>
<p>(3) 下水道課の設置について【意見】</p> <p>上記(1)及び(2)の、事務分担に関する緊急時対応及び従事実態に係る法令違反に関する問題を解決する手段として、生活環境部に「下水</p>	<p>次に掲げる理由により効率的でないことから、下水道事業のみに特化した専門部署である「下水道課」を設置することは考えていない。 (1)下水道事業の電気・機械設備、建築等の実施</p>

監査結果	講じた措置
<p>道課」として専門部署を設置し、網羅的に下水道事業を行うことにより改善すべきと考える。それにより改善が期待される点としては以下のとおりである。</p> <p>ア 下水道事業の予算管理から工事管理の全てを同課において行うことにより、災害発生時等の緊急時における対応の効率化が図られ、より有効性のある運用が期待される。</p> <p>イ 現在まで、天神川流域下水道事業における監督管理等事務従事者の人事は、県土整備部等の人事により職務経験として3年以内の期間のみ当事業に関する部署への配置を行っていたようであるが、下水道課を設置することにより生活環境部が下水道事業を中心とした考えに基づき職員人事を全て行い、3年を超える配置を行う、もしくは過去に監督管理等事務を3年以上経験した者を配置するなどして、法令に準拠した人事異動などを行うことが可能になる。</p> <p>以上のように、現状の体制を見直すことにより、災害発生時等の緊急時対応及び法令違反に係る問題に対する改善が望まれる。(46 ページ)</p>	<p>設計から工事管理までを担当する各所属においては、下水道事業のみの業務を行っているだけでなく、広範な県有施設の営繕業務を担当していること。</p> <p>(2) 県が実施している下水道事業は、天神川流域下水道事業のみであること。</p> <p>なお、意見にあった課題については、次のとおり改善を図ることとしている。</p> <p>ア 緊急時における対応については、「天神川流域下水道非常時対策要綱」を定めているが、近年頻発している局所的豪雨など各種事態を想定して、担当部署間で同要綱に基づく情報伝達訓練を定期的に行うなど、緊急時に備え対処していくこと。(3(1)再掲)</p> <p>イ 従事実態に係る法令違反については、平成25年4月に担当部署に有資格者を配置したところであるが、今後も有資格者を配置するとともに、やむを得ず配置できない場合は外部委託により有資格者を確保し、法令を遵守していくこと。(3(2)再掲)</p>
<p>(4) 委託業務完成年月日の不整合について【指摘事項】</p> <p>「平成21年度 汚泥処理基本計画策定業務委託」について、当委託業務の請負者からの請負金請求書の委託業務完成年月日が平成22年8月24日であるにもかかわらず、同請負業者からの業務完了通知書の委託業務完了年月日は平成22年12月17日となっており、書類間での不整合が生じている。また、同請求書における請求年月日が平成23年1月18日であり、請求書における委託業務完成年月日から請求年月日までが5か月空いていることとなっており、不自然な状況となっている。</p> <p>当委託業務においては、契約上の履行期間終了予定日は平成22年8月24日であったが、委託業務内容に不備があったため修補を行い、最終的な業務完了が平成22年12月17日となったものである。</p> <p>請負金請求書の委託業務完成年月日である平成22年8月24日は当初契約における履行期間終了予定日を表示したことによる誤りであるが、結果的に請負金の支払の証拠となる重要書類である請求書が誤ったものとなっており、適正な証拠書類による支払がなされていない結果</p>	<p>請負業者が修補を行ったことにより、委託業務完成年月日を平成22年12月17日とすべきところを、請負業者が誤って、当初の履行期間終了予定日である平成22年8月24日を記入した請求書を提出し、担当者及びその上司もその誤りを見落としたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、請負業者から提出される書類については、水・大気環境課において日付を含め即時の確認を行った上、支払手続時に主査及び副査以外の職員がチェックを行うとともに、請負業者に対しては書類の各記入項目について適切に記入されているか、提出前に再確認するよう指示することとした。</p> <p>また、審査出納課においても複数の職員によるチェックを行うことを徹底する。</p>

監査結果	講じた措置
<p>となっている。</p> <p>今後はこのような誤りがおこることのないよう、予算執行課である水・大気環境課及び支払業務を行う審査出納課において十分なチェックを行うよう徹底されたい。</p> <p>(47 ページ)</p>	
<p>(5) 工事及び委託関係書類の日付表示に関して【指摘事項】</p> <p>請負契約及び委託契約に係る起工伺、変更伺について、決裁年月日が空白のままのものが散見された。事務手続において決裁年月日は、手続の流れが適正になされているか否かの基準と成り得るもので重要であることから、今後は記入漏れのないように改善すべきである。</p> <p>また、業務完了報告書及び成果品納品書などの、受注先からの提出書類の業務完了年月日等の日付が手書きのものが散見された。本来は、受託者側が当然に表示するものであるが、手書きであればどの者が記載したものか判断が困難となるため、予算執行上重要な要素である業務完了年月日が信憑性に欠けることとなる。今後においては、当初から印字されているものの交付を求めることにより、受注者側において確実に表示するよう改善されたい。</p> <p>さらに、受注業者からの請求書の請求年月日が空白のものも散見された。先述のとおり請負金の支払の証拠となる重要書類である請求書の請求日付が記載されていないということは、適正な証拠書類による支払がなされていない結果となっていることから、今後は受注業者において請求年月日を確実に表示するよう改善されたい。</p> <p>(47 ページ)</p>	<p>起工伺及び変更伺の決裁日の記入漏れについては、決裁後担当者が記入を失念したこと、業務完了報告書等の業務完了年月日等の日付の手書きについては、受注業者が提出時に手書きで記入したこと及び担当者がそのまま受理したこと、請求書の請求年月日の空白については、受注業者が記入を行わなかったこと及び担当者がそれを見落とし受付印の押印で処理していたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、複数の職員によるチェックを行うとともに、受注業者から提出される書類については、即時の確認を行い、受付印を押印の上、支払手続時に複数の職員がチェックを行うとともに、受注業者に対しても確実に日付を記入することを求めている。</p> <p>なお、日付空欄の請求書については、鳥取県会計規則運用方針第 39 条関係の 9 の規定に従い、「日付の記入の有無にかかわらず、受付印を押印すること」とし、受注業者に返却してまでの日付記入を求めているところであるが、受注業者に対し確実に日付を記入することを求めている。</p>
<p>(6) 下水道公社の設備導入時における契約方法の改善について【指摘事項】</p> <p>下水道公社の設備等に係る修繕などの維持管理費については、250 万円以上の案件は天神川流域下水道事業特別会計において管理運営費として支出し、250 万円未満の案件は同公社にて支出することとしている。</p> <p>平成 22 年度及び平成 23 年度における、下水道公社の設備等の維持管理に関する工事請負費及び委託料に関する入札状況等は、ほとんどの事業に関して随意契約であるか、もしくは入札を採用している事業においても入札者が 1 社という状況である。これは設備等の納入業者のみが入札し落札しているという状況であり、納入</p>	<p>中央監視設備について、平成 23 年度に納入業者が部品供給を取りやめ、平成 24 年度以降は納入業者が同種の部品を使用している他の下水処理場や民間施設から予備品を調達することにより対応してきたものの、今後の確実な部品供給が困難であるため更新を行うこととした。(なお、当該設備については、国土交通省が定める標準耐用年数は未経過だが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条の規定に基づく処分制限期間の 7 年を超過しており国庫補助金返還は生じない。)</p> <p>平成 25 年度から平成 26 年度に行っている中央</p>

監査結果	講じた措置
<p>業者以外の業者では、設備の特殊性もあることから、その構造の詳細を把握していないことなどの理由によりこのような現状となっている。</p> <p>また平成 23 年度において、下水道公社の中央監視設備（処理場の全プラント機器を対象として、各機器情報、エラー情報、稼働状況の信号を受け一元的に操作・管理する設備）について、同設備は国土交通省において定められている耐用年数である 15 年に足りない 12 年しか経過していないにもかかわらず、納入業者から保守部品の供給がストップされてしまったことから、平成 24 年度以降の予算措置により設備全体の交換を余儀なくされたという、設備納入業者 1 社のみ依存していたことにより、多大な弊害が発生した案件が生じている。</p> <p>中央監視設備については、納入業者との設備導入時の請負契約により、部品供給について明文化されていなかったため、耐用年数未経過設備であるにもかかわらず、設備の入替えを検討せざるを得ない状況となってしまった。今後は、下水道公社に係る設備の導入など特殊性の高い事業の契約においては、総合評価競争入札またはプロポーザル方式契約の積極的な導入により、設備耐用年数の間における部品供給保証を盛り込むなどの契約を行うことによってリスク回避を図り、さらには、導入後のメンテナンス等の維持管理に係る契約に関しては、できるだけ多くの業者が入札することにより競争性が確保されるようなシステム構築を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">(48 ページ)</p>	<p>監視設備改築工事においては、業者毎にシステム構成が異なるといった特殊性に鑑み、プロポーザル方式による入札を実施し、建設費だけでなく、標準耐用年数まで必要と見込まれる交換部品等の修繕費用（ランニングコスト）の算定についても評価することにより、契約を行った。</p> <p>なお、中央監視設備改築工事以外の工事においては、同様の特殊性を有しているものはないことから、通常の入札を行うこととしている。</p> <p>また、維持管理については、下水道公社の専門的な知識、経験を有する職員による適正で取引実態に即した予定価格の積算、設定を行った上で、納入業者以外に技術的に対応可能な複数の入札参加資格者が確認される場合は競争入札を行うなど引き続き競争性を確保するとともに、今後とも適正な一般競争入札が行われるよう、下水道公社に対して指導していく。</p>

第2 下水道事業に係る一般会計

監査結果	講じた措置
<p>1 公共下水道事業</p> <p>(1) 公共下水道推進基金造成事業</p> <p>ア 基金に関する状況の報告について【意見】</p> <p>県では、各年度における基金への新たな積立額については各市町村に毎年度報告を求めているが、その後の取崩し状況については把握していない。しかしながら、補助金を支出した県としては、本来の用途にあった基金を適正に取り崩しているかを確認する必要があると考えられるので、市町村に対し、每期基金の取崩し状況に関する報告を求めるべきである。(50 ページ)</p>	<p>本事業は、市町村における下水道事業債の償還のための基金造成に対して、下水道事業に要した経費の一定額を算定して 10 年間補助金を交付するものである。</p> <p>本事業の交付決定時点に、基金の積立額に加え、平成 25 年度から下水道事業債の借入を証する資料（償還表等）の報告を求めることにより、下水道事業債の償還のために造成した基金であることを確認することとした。</p>
<p>(2) 下水道事業促進費</p> <p>ア 下水道事業団に対する会費の支払について【意見】</p> <p>下水道事業団に対する会費は、下水道事業団が毎年計算した業務運営費の総額の 1/2 を国が負担し、残りの 1/2 のうちの 2/3 を各都道府県が均等に負担、残りを各市が、人口規模に応じて負担している。</p> <p>人口も下水道事業の規模も異なる都道府県がそれぞれ均等な負担を行うことは、特に人口及び財政規模の小さい鳥取県のような県においては、不合理な負担となる。市における負担が人口規模により分かれていると同様に、規模に応じた弾力的な会費の負担方法を要望すべきである。(50 ページ)</p>	<p>当該会費は、下水道事業団への国からの補助金が平成 25 年度限りで廃止されることに伴い、平成 25 年度をもって廃止された。</p> <p>なお、当該会費は、次に掲げる決定に基づき、各都道府県が均等な負担を行うこととされ、毎年度会費として支出してきたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 47 年に下水道事業団の前身である下水道事業センターの発起人会において、「出資金及び補助金は、地方公共団体と国と同額とすること。地方公共団体負担分の出資金は都道府県が均等に、補助金は人口 10 万人以上（昭和 50 年度の日本下水道事業団改組時に人口 8 万人以上に変更）の市が均等に負担すること」と決定したこと。 ・昭和 48 年に、「地方負担分の出資金と補助金の合計額について都道府県と市の負担割合を 2：1 とすることとし、各都道府県、各市は均等に負担すること」を、当時の建設省、自治省、全国知事会及び全国市長会による協議で決定したこと。
<p>イ 下水道事業団に対する設計業務等の委託について【意見】</p> <p>天神川流域下水道事業に関しては、平成 14 年度を最後に、下水道事業団に対する設計業務委託及び建設業務委託は一切行っていない。平成 15 年度以降の設計業務等は中部総合事務所で行っている。今後業務内容によっては、会費を負担していることもあり、より専門的なノウハウを持った下水道事業団に設計業務等を委託するなど、有効的に利用する必要がある。(51 ページ)</p>	<p>設計業務及び建設業務の下水道事業団への委託については、今後、検討していきたい。</p>

監査結果	講じた措置
<p>ウ 下水道等事業基本計画策定業務の引継ぎ資料の保存について【指摘事項】</p> <p>下水道等事業計画の策定業務において、当初予定していた業務実施内容の一部について、市町村が行う作業の取りまとめに時間を要したことにより、当初の履行期間内に間に合わない状況が生じた。</p> <p>当初は、2,341,500円で全ての業務を委託していたが、最終年度に向けての基本計画の検討にあたり、従前の計画には無かった人口減少を見込んだ市町村との調整作業に不測の日数を要し、履行期間中の業務完了の見込みが困難となった。発注者で協議した結果、市町村へ作業依頼した段階で契約を打ち切り、1,622,500円の委託料を支払った。市町村との調整作業が完了後に残りの業務を制限付一般競争入札で別途発注し、1,869,000円で委託した。その際に、各々の業務委託において発注者との協議や報告書の作成が必要となったため、業務委託料の合計額は、当初委託より1,150,000円の増額となった。</p> <p>この基本計画の策定業務は、通常10年に1度程度行われるものであり、また、前回計画策定時の資料は、完成された計画程度しか残されておらず、前回の業務フローなどが確認できなかったことなどから、担当者においても業務の終了までにどの程度の期間を要するかの見通しが立たなかったことが原因と考えられる。</p> <p>今後このような事態の再発を防ぐため、今回の計画策定業務に関する日程などをまとめた書類を保存し、業務の引継ぎをすべきである。</p> <p>(51 ページ)</p>	<p>前回平成14年度の計画策定時の簿冊は、登録され保存されていたものの、資料が断片的なものしかなく、一連の業務フローが分かるものではなかったことが原因である。</p> <p>平成24年3月に策定した基本計画の簿冊には、計画策定に要した作業項目及び作業に要した期間をまとめた表を作成・添付して保存するとともに、後任者へ引き継ぐこととした。</p>
<p>2 合併処理浄化槽推進事業</p> <p>(1) 利用者負担の公平性の確保について【意見】</p> <p>集合処理（試算は公共下水道）または個別処理（個人設置型浄化槽）の設置後30年間の利用者負担額について県に試算を依頼した。その結果、各市町村により単価が異なることから処理方法（集合処理または個別処理）による利用者負担額には、一定の傾向は見られないものの差異が生じていることがわかった。処理方法の選択は、各市町村が経済比較を行ったうえで建設費及び維持管理費がより安価な方法を選択することとされているが、住民にとってはいずれの処理方法であっても生活排水の処理という受益の程度に差は無いと考えられる。そのため、住</p>	<p>処理方法（集合処理又は個別処理）が違う利用者間での負担額の公平性の確保については、第一義的には下水道等の集合処理施設の事業主体である市町村において措置すべき問題であり、一部の市町村においては浄化槽設置費に対する補助金の上乗せや維持管理費用の補助を行っている。</p> <p>なお、機会を捉え、利用者負担の公平を図っている市町村の取組を紹介していきたい。</p>

監査結果	講じた措置
<p>民の負担はいずれの処理方法においても同程度の金額となるべきである。</p> <p>今後、浄化槽による処理方法を選択した場合でも、利用者負担額について集合処理との差異が生じないようにし、利用者負担における公平性を保つことができる手法を検討すべきである。(52 ページ)</p>	
<p>(2) 法定検査の受検率の向上について【意見】</p> <p>設置者は、浄化槽法第 11 条の規定により、毎年の法定検査が義務付けられている。鳥取県においては、法定検査の受検率は半数に満たない状態であり、全国数値に比べ優れているが、未だ半数以上が法定検査を行っていない状況である。法定検査受検率を上げるため、現在県では県政だより、チラシ等による広報や、未受検者に対する通知を行っている。</p> <p>受検率の高い他県の取組としては、検査と維持管理の一括契約、浄化槽台帳の整備などがあげられる。</p> <p>受検率の向上に向けた、更なる工夫が求められる。(53 ページ)</p>	<p>浄化槽法第 11 条の規定に基づく検査の受検率向上に向けて、例年指定検査機関である公益財団法人鳥取県保健事業団から 12 月頃に検査申込者一覧が送付されるため、翌年 1 月上旬頃に未受検者に対して通知をしたり、啓発チラシの作成、県政だよりへの掲載による広報に取り組んできており、少しずつではあるが受検率も向上（平成 22 年度末 45.5 パーセント、平成 23 年度末 47.5 パーセント、平成 24 年度末 47.4 パーセント〔参考〕全国平成 23 年度末 31.8 パーセント）してきているところである。</p> <p>また、保健事業団においても、一般社団法人鳥取県浄化槽協会主催の「浄化槽パトロール」へ参加し、浄化槽管理者への法定検査の受検を呼びかけたり、浄化槽管理者へ検査申込書を送付する際、県作成の啓発チラシを同封し、周知を図っている。</p> <p>さらに、他県が実施している浄化槽管理者、指定検査機関、保守点検業者及び清掃業者による 4 者契約が本県に導入できないか検討を行うなど、引き続き、浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町と一緒に受検率向上に向けて取り組んでいきたい。</p>
<p>(3) 権限移譲の方策について【意見】</p> <p>浄化槽法に基づく浄化槽の適正な設置・管理に係る指導監督事務については、法令では県知事の権限とされているが、「鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の定めに従い現在 12 市町に権限を移譲している。県としては全ての市町村に権限移譲を行いたい意向である。</p> <p>権限移譲について消極的な市町村の理由としては、費用負担の面はもちろん、人員確保の目途がつかないという理由が主のようである。</p> <p>また、浄化槽台帳の整備状態が不十分であったことにも問題がある。平成 17 年の浄化槽法改正までは、浄化槽の廃止について届出の義務がなかったことにより、実際は稼働していない浄</p>	<p>平成 25 年 4 月から権限移譲交付金の項目的単価の見直しを行うとともに、平成 25 年 6 月からは、「浄化槽設置調書の受理」及び「休止報告書の受理」を交付金の算定項目に追加した。</p> <p>今後とも、各市町村の要望等を踏まえ、毎年度点検を行い、必要に応じて権限移譲交付金の措置内容を充実していきたい。</p>

監査結果	講じた措置
<p>化槽も多数存在し、これらの浄化槽の把握が十分に出来ていないのも、原因としてあげられる。これらの浄化槽台帳の整備についても、市町村においては、人的負担が必要となる。</p> <p>権限移譲に係る人的問題を解決するために、県からの交付金内容を充実させるなどの方策を望む。(53 ページ)</p>	
<p>(4) 設置の確認について【意見】</p> <p>浄化槽設置推進事業について、補助金交付要綱においては設置したことが明らかになる資料を提出することとしていないが、実際に設置されたことを把握するため、浄化槽の種類や補助金が設置者に支払われたことを示す振込記録等の資料を確認する必要がある。(54 ページ)</p>	<p>補助金交付要綱第 10 条により実績報告の添付資料（その他参考となる資料）として、市町村が設置者に支払った振込記録及び設置した浄化槽の種類が分かる資料の写しの提出を求めており、これらと実績報告とを照合確認し、当該補助金の額の確定を行っているものの、平成 22 年度まではその写しを保管していなかったため、平成 23 年度からは振込記録等の写しを保管することとした。</p>
<p>(5) 個人設置型浄化槽への補助について【意見】</p> <p>個人設置型浄化槽への県からの補助は、権限移譲を行った市町村に限られているので、権限移譲を行っていない市町村の財政負担が大きくなり、権限移譲を行っていない市町村の、浄化槽設置数を上げる取組に水を差す結果となってしまう可能性がある。</p> <p>個人設置型浄化槽への補助は、権限移譲の有無にかかわらず行うべきである。(54 ページ)</p>	<p>個人設置型浄化槽については、その維持管理は個人に委ねられることから、法定検査を受検していないなど適正な維持管理がなされにくい面があり、浄化槽の設置が環境に悪影響を及ぼすこともある。</p> <p>市町村においては、浄化槽の実態の把握が容易で、きめ細やかな指導が可能であるため、県から浄化槽法事務の権限移譲を受けて、法定検査の受検など浄化槽の適正な維持管理に係る指導等を行える体制を取っている市町村に限り、県費補助の対象としており、当該要件の撤廃は考えていない。</p>
<p>3 農業集落排水事業</p> <p>(1) 農林漁業集落排水事業推進基金造成事業</p> <p>ア 基金の運用状況の報告について【意見】</p> <p>上記「第 2 下水道事業に係る一般会計、1、(1)、ア、【意見】」を参照されたい。(54 ページ)</p>	<p>上記「第 2 下水道事業に係る一般会計、1、(1)、ア」と同様である。</p>
<p>(2) 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業</p> <p>ア 一般競争入札等の導入について【意見】</p> <p>この事業を行った全ての市町が、ほぼ全額を、随意契約により鳥取県土地改良事業団体連合会に委託している。随意契約を行う理由としては、おおむね以下のとおりである。</p> <p>① 農業集落排水の実施設計に携わり、十分に施設を熟知していること。</p>	<p>随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の規定により「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき（同項第 2 号）」、「競争入札に付することが不利と認められるとき（同項第 6 号）」等の要件を満たした場合に限り認められている。</p>

監査結果	講じた措置
<p>② 本業務について、県内で他市町においての実績を有していること。</p> <p>③ 土地改良事業団体連合会へ調査・設計を委託する場合、国の通達（「測量業務の価格積算基準の設定」平成5年3月25日付5構改D第157号構造改善局通達）により、設計諸経費率を20パーセント減額することになっており、一般業者に比し廉価に契約できること。</p> <p>これらの理由により、県内全ての市町において鳥取県土地改良事業団体連合会が受託している。</p> <p>全ての事業を鳥取県土地改良事業団体連合会に対して委託することは、適正な競争原理を阻害する恐れがある。一般競争入札等の導入により、入札・契約の公平性や透明性を確保するよう検討すべきである。（55 ページ）</p>	<p>このため、農業集落排水事業の委託業務等の発注に当たり随意契約を行う場合には、当該規定に基づき随意契約の妥当性等について十分確認を行うこと、妥当性等が確認できない場合は、一般競争入札等の導入により入札及び契約の公平性や透明性の確保を図るよう市町村に平成25年3月に文書通知した。</p>
<p>イ 事務費の適正な計上について【意見】</p> <p>各市町の、平成23年度における委託料について、市町によっては、委託料を支払った残りの金額を国に返還しているところもあれば、残額を事務費として計上しているケースも見受けられた。事務費として計上できるものについて市町に対し内容を周知し、従来以上に適正な計上を指導する必要がある。（56 ページ）</p>	<p>事業が委託により全て完了するため事務費が不要であったり、事務費について補助分と非補助分との仕分が煩雑であることから、市町によっては、事務費を国庫補助対象に計上していない。</p> <p>事務費が計上できることは、国が定める農山漁村地域整備交付金実施要領に明記されており、事業実施に当たり、市町へその旨説明しているところであり、今後も引き続き機会を捉え周知していく。</p>

第3 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

監査結果	講じた措置
<p>1 委託費</p> <p>(1) 複数年契約の効果の見直しについて【意見】</p> <p>空調設備保守点検業務委託や不燃物・可燃物処分委託については、平成21年度の委託費は平成20年度以前の委託費と比較し、金額が減少しており、複数年契約による経費節減効果が表れたと考えられるものもある。しかしながら、消防用設備等点検保守業務委託、構内交換電話設備点検保守業務委託、エレベータ点検保守業務委託については、複数年契約前と比較し、委託費の金額が減少していないものも見受けられる。</p> <p>複数年契約は、受注者側である委託先にとっては、受託期間が長期になることで、経営上の安定性が保障されるという長所がある。一方、発注者側である下水道公社にとっても、経費の節減及び事務の効率化を図ることができるという長所があるが、複数年契約を締結しても金額が減少しない業務委託については、契約年数を複数年とすべきか否か検討する必要がある。また、契約年数を当初から5年としているが、複数年契約とする場合は、複数年契約の効果や契約内容の定期的・機動的な見直しが行えるよう、複数年契約の効果を検証しながら、契約年数を徐々に長くすることを検討する必要がある。</p> <p>(60 ページ)</p>	<p>複数年契約は、平成21年度からの指定管理者制度の導入に伴い、指定管理期間と同じ平成21年度から平成25年度までの間行ったものであるが、平成20年度と平成21年度の委託費を比較すると、消防用設備等点検保守業務委託及び構内交換電話設備点検保守業務委託については同額、エレベータ点検保守業務委託については19千円の増であった。</p> <p>次期指定管理期間においては、この増額となったエレベータ点検保守業務委託について、試行的に、1年又は2年の間単年契約を行い、その結果を検証の上、改めて複数年契約について検討することとした。</p>
<p>(2) 一般競争入札における競争性の確保について【意見】</p> <p>平成23年度の単年度契約の業務委託について、一般競争入札を実施した結果、入札者数が1社であった業務委託は2件であった。</p> <p>その業務委託は、設備の特殊性から、一般競争入札を実施しても、設備の供給先である1社しか入札がなく、設備の供給先が点検業務も行っているものである。設備の供給先以外の業者が点検を行うよりも、設備の供給先が点検業務を実施したほうが効率的な場合があるものと考えられるが、落札率（落札価格／予定価格）は高い水準となっている。</p> <p>設備投資を県が行い、その後の点検保守業務を下水道公社が担当する場合、設備投資において維持管理も含めた効率的な整備となるように、県と下水道公社とが協議を行いながら施設整備を進めているが、一般競争入札を実施した結果、設備の供給先である1社しか入札が行わ</p>	<p>今後とも、下水道公社の専門的な知識、経験を有する職員による適正で取引実態に即した予定価格の積算、設定を行った上で、設備投資の発注時に点検保守業務が設備の供給元に限定されるようなことのないような仕様書とするとともに、適正な一般競争入札が行われるよう創意工夫していきたい。</p>

監査結果	講じた措置
<p>れない場合には、結果的には適正な競争性が確保されていないと見られる可能性がある。</p> <p>設備投資においては、発注時の仕様で点検保守業務が特定の供給先とならないような記載内容としているとのことであるが、一般競争入札において、複数の業者が入札し、結果として適正な競争が行われたといえるよう、設備投資の発注時の仕様を決定する際には更なる努力が望まれる。 (60 ページ)</p>	
<p>2 棚卸資産の管理</p> <p>(1) 修理用部品の受払管理について【指摘事項】</p> <p>財務規程では、「物品の出納は、物品出納簿にその受払いを記載しなければならない。」と規定されており、修理用部品についても受払簿を用いて受払管理を行う必要がある。修理用部品の種類が多く、受払の手续が煩雑であるならば、金額基準を設けるなどして、少なくとも高額な修理用部品については受払管理を行うべきである。 (61 ページ)</p>	<p>担当者及びその上司が財務規程に規定されているのを認識していたにもかかわらず、修理用部品の種類、数量が多量に及ぶため、受払管理を行っていなかったのが原因である。</p> <p>平成 25 年度から、10 万円以上（税法上の基準（複数年に渡り減価償却を行う資産）を準用）の修理用部品について、物品出納簿による受払管理を行うとともに、県の担当者が定期的（年 2 回）に確認を行うこととした。</p>
<p>(2) 修理用部品の実地棚卸について【指摘事項】</p> <p>財務規程では、棚卸資産について期末棚卸を実施しなければならないと規定されている。</p> <p>棚卸資産の受払管理と同様、燃料や業務用薬品、検査用薬品については期末時において実地棚卸が行われているが、修理用部品については、実地棚卸が行われていない。修理用部品についても、棚卸資産の受払管理の実施と同様の基準に基づき、期末において実地棚卸を実施すべきである。 (61 ページ)</p>	<p>受払管理と同様に、担当者及びその上司が財務規程に規定されているのを認識していたにもかかわらず、修理用部品の種類、数量が多量に及ぶため、実地棚卸を行っていなかったのが原因である。</p> <p>平成 25 年度から、10 万円以上（税法上の基準（複数年に渡り減価償却を行う資産）を準用）の修理用部品について、期末に実地棚卸を行うとともに、県の担当者が定期的（年 1 回）に確認を行うこととした。</p>
<p>(3) 棚卸資産の資産計上について【意見】</p> <p>現在、下水道公社では、棚卸資産については、購入時に費用処理し、貸借対照表に資産として計上していない。</p> <p>公益法人会計基準によれば、「貸借対照表は、当該事業年度末における全ての資産、負債及び正味財産の状態を表示するものでなければならない。」とされている。</p> <p>棚卸資産を資産計上することは、外部報告の観点からは適切な経済実態を反映した貸借対照表の開示、また、内部管理の観点からは有効かつ効率的な資産管理の遂行といった重要な意義を持つ。そのため、期末実地棚卸に基づく棚卸</p>	<p>平成 25 年度決算から、燃料、業務用薬品、郵便切手及び購入単価 10 万円以上の修理用部品について、貯蔵品として資産計上することとした。</p>

監査結果	講じた措置
<p>資産の計上を検討する必要がある。 (61 ページ)</p>	
<p>3 貸付物品の管理 (1) 貸付物品の返還手続について【意見】 貸付物品処分時の返還手続について調査した結果、貸付物品のうちの一部であるが、平成 22 年 9 月の入替えにより処分している、水質検査を行う機器の一つである「ガスクロマトグラフ用検出器 (ECDセル) 294,000 円」について、県への借受物品返還書の提出がなされていないことが確認された。 この手続は、規定によるものではなく実務上されているものではあるが、管理上必要であるため、漏れなく今後も継続して借受物品返還書の提出を行っていただきたい。(62 ページ)</p>	<p>平成 25 年 3 月に借受物品返還書の提出を行った。 貸付元である県が直接交換を行ったことから、担当者が借受物品返還書の提出を失念したこと及び県の担当者がその提出の督促を行わなかったことが原因である。 なお、意見を受けて、現物確認を実施し、入替により処分しているテレビ 2 台について、県への借受物品返還書を提出していなかったため、平成 25 年 4 月に返還手続を行った。 再発防止のため、鳥取県物品事務取扱規則第 14 条第 1 項の規定に基づく物品の照合 (年 1 回) の際、確認を行い、手続に漏れないようにしていく。</p>
<p>(2) 下水道公社における物品購入基準の見直しについて【意見】 下水道公社の担当者への確認によると、過去に同公社において、設備に係る緊急修繕用の物品を購入する際に、当該物品が 3 万数千円であり物品購入の基準額以上であったことから、同公社独自の判断では購入できず業務に支障が生じた事例があったとのことである。このような現状では、下水道公社の機動的な運営に支障をきたすケースも生じかねない。 物品購入の基準を、固定資産の計上が必要とされ経費処理が可能な税務会計上の基準である 10 万円未満のものについては、下水道公社独自で購入できるよう、県において購入することとなる現在の 3 万円以上という基準を 10 万円以上と改善するなど、下水道公社の機動的な運営に資するよう検討されたい。(63 ページ)</p>	<p>県において購入する物品購入の基準を 3 万円以上から 10 万円以上に変更した場合、3 万円以上から 10 万円未満の物品について、変更前の県購入分と変更後の下水道公社購入分の物品が混在することになり管理等が煩瑣となること、また下水道公社も同じ意見であることから、緊急修繕用の物品について、予め想定されるものを含め下水道公社に要望を聞いた上で、現行どおり、県が購入し、貸し付けることとする。</p>
<p>(3) 利用休止物品の処理について【意見】 下水道公社から提示のあった、県からの貸付物品一覧表より、一部について現物の確認を行ったところ、利用休止物品が確認された。 往査時に確認した物品はごく一部であり、他にも利用休止物品が存在する可能性も考えられることから、今後は貸与物品の全てを確認することにより、現在利用を休止し不用品品に関しては、返還手続を行わせ、県が不用品品決定処分を行うなど、適切な措置を講ずることが必要</p>	<p>意見を受けて、全ての貸付物品を点検し、不用品品 28 点について、平成 25 年 5 月に下水道公社から県に返還を行った。 なお、返還された物品は、官庁オークションにより 17 点を売却し、残りの 11 点については、平成 26 年 1 月に不用品品決定を行い、廃棄処分した。 今後、鳥取県物品事務取扱規則第 14 条第 1 項の規定に基づく物品の照合 (年 1 回) の際、貸付物品の状況を確認することとし、手続に漏れのな</p>

監査結果	講じた措置
<p>である。(63 ページ)</p>	<p>いようしていく。</p>
<p>4 下水汚泥の処理 下水汚泥処理の外部委託について【意見】 汚泥処理を採算面で比較すると、焼却処分の場合よりも、セメント原料等として外部搬出するほうが明らかに有利である。流域関連市町からも、焼却炉を停止し、汚泥処分を外部委託（肥料化、炭化、セメント原料化施設に外部搬出）する方針で見直しを進めるよう求められている。従来は、下水汚泥の外部搬出先が限られていたため、汚泥処分の安定性に不確実性があったが、最近では汚泥処分の利用方法は複数存在し、汚泥処分を安定的に行うことが可能な状況となっていることから、できるだけ速やかに汚泥処分を外部委託し、コストを削減する必要がある。(65 ページ)</p>	<p>汚泥処理については、平成 25 年度に試験的に複数の民間施設を対象として外部搬出を行い、受入れ態勢や処理費用等を検証した上で、平成 26 年度以降は基本的に汚泥は場外搬出することとした。</p> <p>なお、万が一搬出先において受け入れができない事態を想定し、焼却炉がいつでも稼働できるよう、定期的に点検、試運転を行うこととし、そのために必要な一部の汚泥は搬出せず焼却を行うものである。</p>
<p>5 会計処理関係 (1) 納品書、請求書に係る日付表示の徹底について【指摘事項】 下水道公社において購入している消耗品などに係る納品書及び請求書を確認したところ、納品日及び請求日が記載されていないものが散見された。このような現状は、民間企業では起こり得ない状況である。これらについては、実際の納品日及び請求日が確認できない状況であることから、納入業者側において確実に日付表示を行うように徹底するよう改善すべきである。(65 ページ)</p>	<p>再発防止のため、納入業者から提出される納品書及び請求書については即時の確認を行い、受付印を押印の上、支払手続時に複数の職員がチェックを行うとともに、納入業者に対しても確実に日付を記入することを求めていく。</p> <p>なお、日付空欄の納品書、請求書については、下水道公社財務規程第 53 条の規定により、鳥取県会計規則運用方針第 39 条関係の 9 及び第 116 条の 11 の規定の準用に従い「日付の記入の有無にかかわらず、受付印を押印すること」とし、納入業者に返却してまでの日付記入を求めているところであるが、納入業者に対し確実に日付を記入することを求めていく。</p>
<p>(2) 物品検収手続の見直しについて【意見】 消耗品費などの購入に係る物品検収手続は、請求書表紙に検収確認印により検印し支払手続を行っている。</p> <p>しかし、請求書における物品検収担当者の確認印だけでは、物品を検収した事実は立証できない状況にあることから、物品が納品された証である納品書に物品検収担当者の検収印を押印し、検収の事実を明らかにする必要がある。(66 ページ)</p>	<p>検収印は納品書に押印とする鳥取県会計規則運用方針第 117 条関係の 5 の規定を担当者及びその上司が正しく認識しておらず、誤って請求書に押印していたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、改めて下水道公社に徹底するとともに、複数の職員によるチェックを行うよう指導した。</p>
<p>6 指定管理者制度 (1) 経営の効率化に関するインセンティブについて【意見】 下水道公社の収入は、関連流域市町からの負</p>	<p>人件費については、指定管理者制度の導入当初</p>

監査結果	講じた措置
<p>担金が県の特別会計を経由して下水道公社に支出されたものであり、下水道公社の経営努力によって、収入を増加させることはできない。そのため、下水道公社の経営努力によって可能となるのは、支出面での経費の節減だけである。経費節減については、委託料の精算において、節減できた経費部分は県に返還されるため、経費節減のインセンティブは働きにくい状況となっている。また、指定管理者が努力して経費を節減しても、経費節減分が次期更新した際の委託料の決定において、その節減に応じて下げられるのではないかと考え、経費の節減意欲の減退につながる可能性も考えられる。</p> <p>さらに、指定管理者制度導入の際に、下水道公社を指名指定（非公募で指定管理者を選定すること）する理由付けとして、下水道公社の職員給与の削減を行っている。そのため、従来と同様の作業を実施しているにもかかわらず、指定管理者制度が導入されたことにより、下水道公社の職員の給与が削減され、職員のモチベーションの維持が難しくなっている。職員給与の削減や過度な抑制は、職員の労働意欲を削ぐ危険性がある。</p> <p>下水道公社の経営努力に見合って、経費節減の効果を職員の給与等に還元したり、次期指名指定の際の実績評価に反映するなどの方法により、更なる経費節減のためのモチベーションを高めることができるよう検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(66 ページ)</p>	<p>(平成 21 年度～25 年度)に当たっては、職員の給与削減の努力も評価し、下水道公社の指名指定を行ったところであるが、次期指名管理(平成 26 年度～30 年度)に当たっては、他の指定管理施設と同様に、業務内容に応じ必要な組織体制（職階、人員）を想定の上、職階ごとに民間平均給与（県人事委員会の実態調査による）を当てはめ算出することとした。</p> <p>また、前期指定管理期間の管理実績の評価に基づき、指定管理者の経営努力のもとに管理運営が誠実に履行されていると認める場合には、指名指定を継続するとする新たな扱いを、平成 26 年度からの指定に当たり、天神川流域下水道指定管理者審査要項にその旨明記するとともに、天神川流域下水道の管理運営に関する協定書にも明記し、モチベーションの減退に繋がらないよう改善を図った。</p>
<p>(2) 下水道公社の職員の安定的採用について 【意見】</p> <p>下水道公社の指定管理期間は 5 年であり、指定期間に制約があるため、職員の採用や人材の育成への対応が困難な状況にある。下水道公社の職員は平成 24 年 6 月 1 日現在 8 名であるが、その年齢構成は 50 代が 6 名、40 代が 2 名であり、今後 5 年以内に半数以上が定年により退職する予定である。本来は、現在の職員が定年を迎える前に、職員を新たに採用し、職員の人材育成をすべきであるが、指定期間の制約や、経費節減の影響により職員を採用することが難しい状況となっている。</p> <p>下水道の管理運営業務は専門性が高く、職員には知識や経験が求められるが、現状のままでは、専門的な知識を持った職員が定年退職によりいなくなり、いざという時に支障をきたして</p>	<p>指定管理期間については、次期(平成 26 年度～30 年度)においても、他の指定管理施設と同様 5 年とすることとしているが、次期の指定管理者の指定に当たっては、前期指定管理期間の管理実績の評価に基づき、運営が適切に行われている場合には、指名指定を継続することとする新たな扱いを設け、良好な管理運営を条件として継続性を付与することとした。</p>

監査結果	講じた措置
しまう危険性がある。そのため、指定管理期間を5年ではなく、さらに長い期間とし、職員の採用に取り組みやすい制度にすることも検討すべきである。 (66 ページ)	

第4 固定資産関係

監査結果	講じた措置
<p>1 公有財産管理諸規定との関係性 鳥取県公有財産事務取扱要領の見直しについて【指摘事項】</p> <p>鳥取県公有財産事務取扱規則の第1条において、他の法令に定めのある財産に関しては、鳥取県公有財産事務取扱規則の適用範囲から除くとしている。しかし、鳥取県公有財産事務取扱要領の第1章第2「2 公有財産の範囲」における適用除外に該当する法令の部分に下水道法が掲げられていないため、下水道関係の財産についても鳥取県公有財産事務取扱規則の適用があるとの誤解を招くおそれがあることから、同要領の見直しを行う必要がある。</p> <p>現在、下水道関係の財産については、鳥取県公有財産事務取扱規則の適用となる公有財産を登録する公有財産データベースにおいて、現状で把握している財産の情報を入力している状況（ただし、金額は全て入力されていない。）であるが、下水道関係の財産は公有財産データベースでの管理対象外とし、下水道台帳において管理を一本化し効率化を図るよう改善されたい。 (69 ページ)</p>	<p>下水道法を含め、他の法令の定めを根拠として財産を取り扱う範囲（台帳整備の規定や、目的外使用に係る規定の有無など）を各法令ごとに再点検・整理した上で、鳥取県公有財産事務取扱要領を平成25年8月に改正した。</p> <p>これを受けて、天神川流域下水道に係る公有財産は、平成25年8月に公有財産データベースから削除し、下水道法第23条に規定する下水道台帳において管理することとした。</p>
<p>2 財産管理の適正化 (1) 工事価格の明確化について【指摘事項】</p> <p>上表の工事台帳における建築及び土木関係とは、主に、天神浄化センター敷地内の建物及び沈殿池などの構築物等であるが、現状において工事価格などが不明瞭なものがある。不明瞭なものについては関係資料の確認などを十分に行い、工事価格などを明確にしたうえで、個別の資産ごとに取得価格表及び設備台帳に掲げる必要がある。 (70 ページ)</p>	<p>下水道法に規定する下水道台帳においては、各施設、設備の工事価格及びそれに基づく取得価格については法定項目ではないことから、記載していなかったことが原因である。</p> <p>資産管理の面から、また、企業会計を採用する場合には資産ごとに減価償却費を計上する必要があることから、下水道台帳に工事価格及び取得価格情報を追記することとし、平成25年度までに既存システムのデータ入力状況の確認を行った上で、平成26年度には委託によらず県直営で情報の登録が行えるよう下水道台帳システム改修及び登録作業を行い、平成27年度から運用することとする。</p>
<p>(2) 財産区分の明確化について【指摘事項】</p> <p>工事台帳の建築及び土木関係のうちで金額を把握しているものについても、建物と構築物との区分がなされていないものがあり、工事全体の金額のみしか把握していないものがある。建物と構築物に関しては、耐用年数が異なることから、全て包含して管理されている状況では、適正な管理がなされているとは言い難い。それらの資産種類が異なる財産に関しては、請負契</p>	<p>下水道台帳においては、建物と構築物との区分及びそれぞれの取得金額については、法定項目ではないことから、記載していなかったことが原因である。</p> <p>資産管理の面から、また、企業会計を採用する場合には資産ごとに減価償却費を計上する必要があることから、下水道台帳に取得価格情報を追記することとし、平成25年度までに既存システ</p>

監査結果	講じた措置
<p>約書明細及び設計図面などの基礎資料より明確に区分し、管理を行うよう改善する必要がある。 (70 ページ)</p>	<p>ムのデータ入力状況の確認を行った上で、平成 26 年度には委託によらず県直営で情報の登録が行えるよう下水道台帳システム改修、登録作業を行い、平成 27 年度から運用することとする。</p>
<p>(3) 修繕支出金額のデータ化について【指摘事項】</p> <p>修繕履歴については、修繕に要した金額を全く把握していない状況である。今後将来に向けて、管路及び浄化センター関連財産の老朽化に伴い、多額の修繕費の支出が想定されるなか、修繕実績とともにその支出額も同時に管理することにより、修繕計画の参考とすべきである。修繕に係る支出金額をシステムに入力することにより、修繕計画の参考データとして有効活用するなど改善されたい。 (71 ページ)</p>	<p>下水道公社直営で日々の業務の中で行う軽微な修繕（ゴムパッキン交換、再塗装、部分溶接等）以外の定期的な点検整備や計画的な修繕等については、今後の修繕計画の参考とするため支出額を下水道公社が作成する毎月の定例報告及び維持管理年報により把握はしているが、システムでの管理は行っていない。</p> <p>定期的な点検整備や計画的な修繕等今後の修繕計画に盛り込む修繕について、平成 25 年度までに資料整理、データ整備を終了した上で、平成 26 年度には委託によらず県直営で情報の登録が行えるよう下水道台帳システム改修、登録作業を行い、平成 27 年度から運用することとする。</p>
<p>(4) 用地取得データのシステム管理について【指摘事項】</p> <p>用地台帳に関しては、現在は手書き資料により管理しているが、それらのデータを固定資産管理システムに登録し、他の固定資産と同様にシステムを有効活用して管理すべきである。 (71 ページ)</p>	<p>用地買収は昭和 63 年度をもって完了したため、紙ベースでの用地台帳により管理している。</p> <p>今後、用地台帳を電子データ化することとし、平成 25 年度までに資料の確認を行った上で、平成 26 年度には下水道台帳システム改修、登録作業を行い、平成 27 年度から運用することとする。</p>
<p>(5) 管理データの欠落に対する改善について【指摘事項】</p> <p>上表の対象年度欄のとおり、用地以外に関しては現在までのデータが入力・管理されておらず、中途年度までのデータしか入力されていない状況である。現状では、管理データが欠落している状況であることから、関係資料より現在までのデータを確実に入力し管理を徹底する必要がある。 (71 ページ)</p>	<p>下水道台帳については、今まで登録業務を外部委託しており、数年単位でまとめて委託してきたが、関係資料の保管場所が担当する各部署に分散してしまっていることもあり、工事台帳及び取得価格表については平成 16 年度以降、設備台帳については平成 23 年度以降、管路台帳については平成 22 年度以降、資料整理を行っていなかったため、委託に出すことができなかったことが原因である。</p> <p>平成 23 年度から行っている資料整理、データの整備を平成 25 年度にかけて行った上で、平成 26 年度には委託によらず県直営で情報の登録が行えるよう下水道台帳システム改修、登録作業を行い、平成 27 年度から運用することとする。</p>
<p>(6) 定期監査調書の適正な表示について【指摘事項】</p> <p>水・大気環境課に係る、定期監査調書の「財</p>	<p>財産価額が、天神浄化センター用地処理台帳</p>

監査結果	講じた措置
<p>産に関する調べ」において、下水道事業に係る財産価額が全て「不明」となっている。これは、今まで「不明」と表示していたものを訂正することなく、金額が判明しているものまでもそのまま放置していたものである。金額が明確となっているものについてはもちろん、不明瞭なものについても、先述のように的確に金額等を把握し、適正に記入を行うよう改善すべきである。 (71 ページ)</p>	<p>(紙データ)、公有財産台帳(E x c e l データ)、台帳記録管理システム(公有財産台帳)の複数の台帳で管理されていたため、財産価額を合計することなく、「不明」として記載し続けていたことが原因である。 平成 24 年度決算に係る定期監査調書から価額欄に財産価額を記載した。</p>
<p>(7) 財産管理の徹底について【指摘事項】 財産管理は極めて重要な事項であり、今後、特別会計において地方公営企業法の適用により地方公営企業会計を導入することとした場合においても、スムーズな導入が可能となるように、上記のような問題点は早急に改善し、適正及び効率的な管理を行うよう改善されたい。 (71 ページ)</p>	<p>指摘のあった事項については、上記の「講じた措置」のとおり、改善する。</p>
<p>3 未利用用地の活用 未利用用地の有効活用について【指摘事項】 県の担当者へのヒアリングによると、現在未利用となっている用地部分について、今後、天神浄化センター内の水処理施設の更新の際に、更新後の施設の建設用地として利用する予定があるとのことであるが、具体的な利用開始時期等は決まっていない。県は、現在、天神浄化センター内施設の今後の更新計画を策定中であるが、水処理施設の耐用年数は 50 年であることと、今後 20 年は現在使用している水処理施設が利用可能であることを鑑みると、少なくとも今後 20 年は未利用用地が利用される見込みはない。 浄化センターの用地の取得は、下水道事業を進めるうえで最も重要な要素であり、周辺地域や土地所有者などの理解を得るのに相当の労力と時間を費やして行われてきたものである。また、土地の取得にあたっては、多くの資金が投入され、これが下水道料金や税金により賄われているのは事実であることから、土地の取得に関して県民の理解が得られるように、未利用用地の今後の利用方法を検討し、土地を最大限有効活用する必要がある。 ところで、地域経済と雇用の担い手である県内の民間企業が長引くデフレ不況、歴史的円高等による厳しい経営環境にある中、資産の有効利用や無駄な資産を処分し徹底的にスリム化する等の努力をすることで、何とか生き残ろうとしているのがほとんどの県内民間企業の昨今の</p>	<p>未利用地は、天神川流域下水道の全体計画の見直し(縮小)により生じたものであり、現在、将来の天神浄化センターの建替用地として位置付けている。 建替までの今後約 20 年間、県企業局において、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、水処理施設の屋上と併せて、当該用地に太陽光発電施設を設置(平成 27 年 4 月運転開始予定)することにより、土地の有効活用を図ることとした。</p>

監査結果	講じた措置
<p>実情である。</p> <p>そこで、情報公開が進んでいるとされる鳥取県としては、民間企業の資産内容公開のように、今後の更新計画を含めた未利用用地の現状などを公表し、県民の知恵や建設的な意見を幅広く受け入れ、その有効利用等について大いに議論し検討すべきである。(73 ページ)</p>	